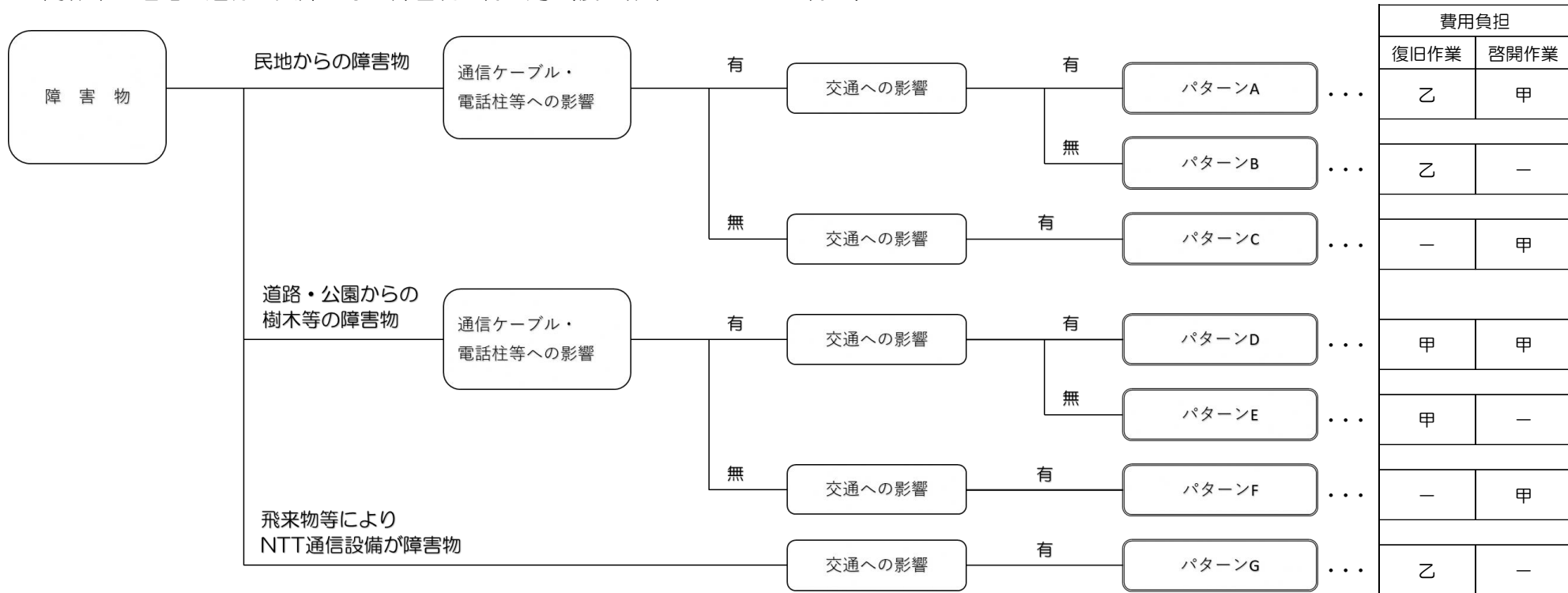


別添 災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用負担

復旧作業：NTT通信設備（通信ケーブル・電話柱等）が損傷しており、その応急措置等の実施に伴い必要な接触している樹木などの障害物の除去等、
 道路啓開に必要なNTT通信設備（通信ケーブル・電話柱等）の除去等
 啓開作業：道路の通行に支障となる障害物の除去等（復旧作業によるものを除く）



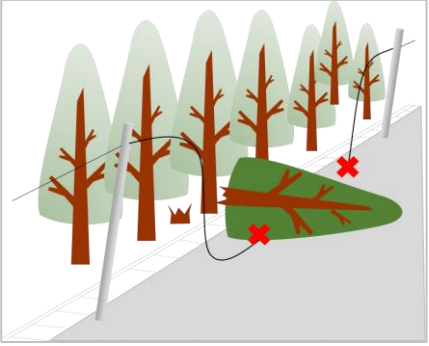
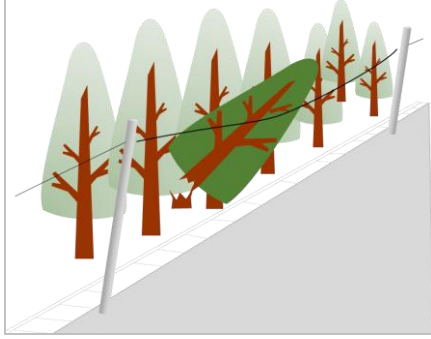
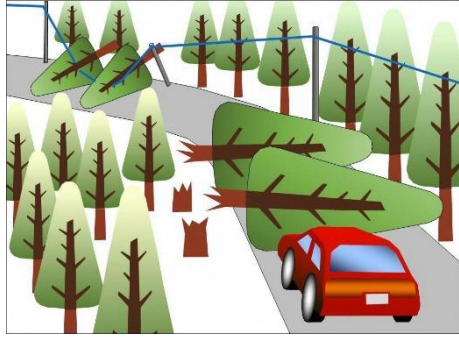

【復旧作業、啓開作業について】

- パターンA・Dについて、NTT通信設備に障害物の接触等が生じた状態が継続する場合は、交通への危険性があると判断し、交通への影響有として分類する。
- パターンB・Eについて、軽微な飛来物（ビニール等）のみがNTT通信設備に引っかかっている状態の場合は、交通への影響無として分類する。
- パターンA・Dの作業：NTT通信設備の応急措置及びその応急措置等の実施に伴い必要な接触している樹木などの障害物の除去等は、乙による復旧作業とし、それ以外の啓開作業については、甲が行う。

【費用負担について】

- 原則、復旧作業に要する乙の負担とし、啓開作業に要する費用は甲の負担とする。
- パターンD、Eの復旧作業に要する費用は、その起因者（障害物の所有者）である甲の負担とする。
- パターンGの復旧作業に要する費用は、その起因者（障害物の所有者）である乙の負担とする。

障害物等の除去に係る復旧作業・啓開作業（事例）

		パターンA		パターンC	パターンG
パターンAのイメージ					
	倒木によるNTT設備損傷	かかり木のみ			
作業主体	覚書	復旧作業…NTT東日本 啓開作業…市（道路管理者等）		啓開作業…市（道路管理者等）	復旧作業…NTT東日本
	これまで	明確な取り決めなし		同上	同上
覚書による連携	上記による作業を基本とするものの、応急措置を実施するため必要に応じ、市はNTT東日本による安全確認のもと復旧作業を実施することができる。 また、災害箇所の状況に応じ、市とNTT東日本は協議のうえ、復旧作業・啓開作業を行う。				